条の規定による改正前の租税特別措置法（第４号において「平成23年12月旧措置法」という。）」に改め、同第三号を削り、同第四号中「外書には、」の次に「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第383号）による改正前の」を加え、同号を同第三号とし、同第五号中「租税特別措置法」を「平成23年12月旧措置法」に、「の規定」を「（震災特例法第17条の４第１項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定」に、「別表六(二十七)」を「別表六(二十)」に改め、同号を同第四号とし、同表を別表六(十三)とする。

別表六(十六)及び別表六(十七)を削る。

別表六(十八)の表中「法人税額超過構成額（別表六(二十七)「52の②」）」を「法人税額超過構成額（別表六(二十)「43の②」）」に、「法人税額超過構成額（別表六（二十七）「51の②」）」を「法人税額超過構成額（別表六(二十)「42の②」）」に改め、同表の記載要領第五号中「別表六(二十七)」を「別表六(二十)」に改め、同表を別表六(十四)とする。

別表六(十九)の表中「法人税額超過構成額（別表六(二十七)「58の②」）」を「法人税額超過構成額（別表六(二十)「49の②」）」に、「法人税額超過構成額（別表六(二十七)「57の②」）」を「法人税額超過構成額（別表六(二十)「48の②」）」に改め、同表の記載要領第四号中「別表六(二十)の「供用廃止設備を事業の用に供しなくなつた事業年度又は連結事業年度後の繰越税額控除限度超過額の調整額　⑶1」の」を「別表六(二十一)の「11」の金額から「28」の金額を控除した」に改め、同第五号中「別表六(二十七)」を「別表六(二十)」に改め、同表を別表六(十五)とする。

別表六(二十)から別表六(二十四)までを削る。

別表六(二十五)の表中「法人税額超過構成額（別表六(二十七)「62の②」）」を「法人税額超過構成額（別表六(二十)「53の②」）」に、「法人税額超過構成（別表六(二十七)「61の②」）」を「法人税額超過構成額（別表六(二十)「52の②」）」に改め、同表の記載要領第四号中「別表六(二十七)」を「別表六(二十)」に改め、同表を別表六(十六)とする。

別表六(二十六)の表中「法人税額超過構成額（別表六(二十七)「63の②」）」を「法人税額超過構成額（別表六(二十)「54の②」）」に改め、同表を別表六(十七)とする。

別表六(二十六の二)の表中「法人税額超過構成額（別表六(二十七)「73の②」）」を「法人税額超過構成額（別表六(二十)「69の②」）」に、「法人税額超過構成額（別表六(二十七)「72の②」）」を「法人税額超過構成額（別表六(二十)「68の②」）」に改め、同表の記載要領第三号中「別表六(二十七)」を「別表六(二十)」に改め、同表を別表六(十八)とする。

別表六(二十六の三)の表中「法人税額超過構成額（別表六(二十七)「74の②」）」を「法人税額超過構成額（別表六(二十)「70の②」）」に改め、同表を別表六(十九)とし、同表の次に次の二表を加える。